角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1　趣旨

この要領は、角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2　業務概要

（１）業務名

角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務

（２）業務内容

別紙「角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務委託仕様書」のとおり

（３）契約期間

契約締結日の翌日から令和８年９月３０日まで

（４）提案上限額

１１，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（３）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続の開始の申立てがなされていないこと。

（４）暴力団排除条例（平成２５年角田市条例第４号）第２条第１項第２号、第３号及び第４号に該当する者でないこと。また、それらの利益となる活動を行う者でないこと。

（５）本業務の公募開始の日から受託候補者決定の日までの間に、角田市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成７年角田市告示第２４号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（６）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（７）本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

（８）過去 5 年以内に、国又は地方公共団体から発注された宇宙関連産業に関する同種又は類似の業務を受託した実績を有していること。

4　スケジュール（予定）

内　　容	日　　程
公募開始（公告）	令和７年１２月２３日（火）
質問書提出期限	令和８年　１月　９日（金）午後５時まで（必着）
質問に対する回答	令和８年　１月１３日（火）まで
参加申込書提出期限	令和８年　１月１６日（金）まで（必着）
参加資格確認結果通知	令和８年　１月２１日（水）まで
企画提案書提出期限	令和８年　１月３０日（金）まで（必着）
１次審査（書面審査）及び結果通知	令和８年　２月　６日（金）
２次審査（プレゼンテーション審査）	令和８年　２月１２日（木）
審査結果通知	令和８年　２月１３日（金）まで
契約締結	令和８年　２月下旬（予定）

※ 本スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

※ １次審査（書面審査）は、企画提案者が３者を超えた場合のみ実施する。

5　実施要領等の配布

本プロポーザルへの参加手続に必要な書類等は次のとおり配布する。

（１）配布期間

令和７年１２月２３日（火）から

（２）配布方法

角田市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

（３）配布資料

① 角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領

② 角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務委託仕様書

③ 様式（第１号～第７号）

6　質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。ただし、質問は、本要領に付随し、参加申込書、企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

（１）受付期間

令和７年１２月２３日（火）から令和８年１月９日（金）午後５時まで（必着）

（２）受付方法

質問書（様式第１号）により、電子メールで提出するものとする。なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書（事業者名）」とし、送信した際には事務局に電話連絡を行うこと。

（３）提出先

角田市 産業建設部 商工観光課 企業立地推進係

メールアドレス　syoko@city.kakuda.lg.jp

（４）回答方法

令和８年１月１３日（火）までに、角田市ホームページに随時掲載する。なお、質問への回答は、本要領及び角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の追加又は修正とみなす。

※ 受託候補者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

7　参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

（１）提出書類

番号	提出書類	留意事項等
①	参加申込書（様式第２号）	・要押印
②	会社概要書（様式第３号）	
③	業務実績調書（様式第４号）	・「３　参加資格（８）」の実績を証する書類
④	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	・提出日から３か月以内に発行されたもの。 ・写し可
⑤	印鑑証明書	・提出日から３か月以内に発行されたもの。 ・写し可
⑥	国税未納税額のない証明	・納税証明書「その３の3」 ・提出日から３か月以内に発行されたもの。 ・写し可
⑦	都道府県税未納税額のない証明 （本店の所在地及び宮城県のもの）	・宮城県のものは、宮城県内に本店、支店等を有する場合のみ。 ・提出日から３か月以内に発行されたもの。 ・写し可
⑧	角田市税に未納額のない証明	・角田市内に本店、支店等を有する場合のみ。 ・提出日から３か月以内に発行されたもの。 ・写し可

※ ④～⑧については、提出日時点における角田市入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ提出するものとする。

（２）提出部数

各１部

（３）提出期限

令和８年１月１６日（金）まで（必着）

（４）提出方法

角田市役所商工観光課窓口への持参又は郵送で提出するものとする。

※ 窓口は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前９時から午後５時まで受付。

（５）提出先

〒９８１－１５９２　宮城県角田市角田字大坊４１

角田市 産業建設部 商工観光課 企業立地推進係

（６）参加資格確認

提出書類により参加資格の要件を満たしているか確認し、令和８年１月２１日（水）までに、参加申込書に記載されたメールアドレスあて電子メールで結果を通知する。

８　企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者は、次のとおり書類を提出すること。

（１）提出書類

番号	提出書類	留意事項等
①	企画提案提出書（様式第５号）	・要押印
②	企画提案書（任意様式）	・「（２）企画提案書の作成方法」参照。
③	配置予定者調書（様式第６号）	
④	見積書（任意様式）	・要押印 ・積算内訳書（任意様式）を添付。

（２）企画提案書の作成方法

仕様書に基づき作成すること。提案数は、１者につき１案とする。

① 規格

・Ａ４版、両面印刷、長辺綴じとする。

・表紙及び目次を除き、２０ページ以内とし、ページ番号を付すこと。

② 構成

・表紙には、「業務名」を記載すること。

・業務実績、業務の実施体制、業務全体のスケジュール、業務の実施方針、仕様書に記載された業務内容に関する企画内容を記載すること。その他、効果が期待できる独自提案がある場合は記載すること。

・専門用語を用いる場合には、適宜解説を加え、審査する者の誤認識を防ぐよう配慮すること。

（３）提出部数

番号	提出書類	正本	副本
①	企画提案提出書（様式第５号）	１部	なし
②	企画提案書（任意様式）	１部	１０部
③	配置予定者調書（様式第６号）	１部	なし
④	見積書（任意様式）	１部	１０部

（４）提出期限

令和８年１月３０日（金）まで（必着）

（５）提出方法

角田市役所商工観光課窓口への持参又は郵送で提出するものとする。

※ 窓口は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前９時から午後５時まで受付。

（６）提出先

〒９８１－１５９２　宮城県角田市角田字大坊４１

角田市 産業建設部 商工観光課 企業立地推進係

９　提出書類の取扱

本プロポーザルの応募にあたって提出された書類の取扱については、次のとおりとする。

（１）提出書類は、本プロポーザルに関する事務以外の目的では使用しない。

（２）提出後の書類の差替え、変更及び取消は、各書類の提出期限までの間に限り認める。

（３）提出書類は返却しない。

（４）提出書類の著作権は、当該書類を提出した者に帰属する。

（５）提出書類は、情報公開条例（平成１１年角田市条例第２２号）等の規定に基づき、開示することがある。

１０　審査及び受託候補者の選定

角田市宇宙関連産業集積拠点形成可能性調査業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、別表の評価基準に基づき企画提案内容の審査を行い、総合的な評価が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。

（１）１次審査（書面審査）

企画提案者が３者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、企画提案者から提出された書類による書面審査を行い、別表の評価基準に基づく評価点の上位３者を選定する。

① 実施日

令和８年２月６日（金）

② 審査結果の通知

全ての企画提案者に対し、令和８年２月６日（金）に、企画提案提出書に記載されたメールアドレスあて電子メールで結果を通知する。併せて、プレゼンテーション審査に参加できる３者には、プレゼンテーション審査の日程等を通知する。なお、１次審査（書面審査）を実施しなかった場合（企画提案者が３者を超えなかった場合）は、全ての企画提案者に対し、プレゼンテーション審査の日程等を通知する。

（２）２次審査（プレゼンテーション審査）

１次審査を通過した企画提案者について、審査会においてプレゼンテーション審査を行い、別表の評価基準に基づく評価が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。なお、企画提案者が１者の場合もプレゼンテーション審査を行うものとする。

① 実施日

令和８年２月１２日（木）

② 実施会場

角田市市民センター　２０２会議室（宮城県角田市角田字牛舘１０）

③ 実施方法

・対面により、企画提案者のプレゼンテーション及び審査会の委員によるヒアリングを実施する。

・出席者は、企画提案者１者につき３名以内とし、原則、配置予定者が説明及び質疑応答を行うものとする。

・企画提案者１者あたり、プレゼンテーション１５分以内、ヒアリング１０分程度とし、企画提案者ごとに個別に行う。

・事前に提出した企画提案書等に基づいて説明を行うものとし、追加提案や当日の追加資料の配布は認めない。
・会場には、プロジェクター及びスクリーンを事務局で用意する。パソコン、その他必要な機材は企画提案者が用意すること。

④ 受託候補者の選定

・審査会において、各委員が別表の評価基準に基づき企画提案内容の審査を行い、各委員の評価点の合計（以下「評価合計点」という。）が満点の６割以上の企画提案者の中から受託候補者を選定する。
・評価合計点が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。
・評価合計点が最も高い企画提案者が複数ある場合は、各委員が評価点の高い順に順位付けし、1位をつけた委員数が最も多い企画提案者を受託候補者として選定する。なお、1位をつけた委員数が最も多い企画提案者が複数ある場合は、審査会の委員の協議により受託候補者を選定する。
・企画提案者が１者の場合は、評価合計点が満点の６割以上となった場合に受託候補者として選定する。

⑤ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和８年２月１３日（金）までに、書面及び企画提案提出書に記載されたメールアドレスあて電子メールで通知する。また、後日、当該結果を角田市ホームページにて公表する。ただし、受託候補者以外の者の順位は特定できないよう配慮する。

１１　失格事由

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。この場合において、失格となった者が受託候補者に選定されているときは、発注者は、その選定を取り消し、２次審査において次点の評価を受けた者を受託候補者として選定するものとする。

（１）参加資格の要件を満たしていない場合
（２）提出書類に虚偽の記載があった場合
（３）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
（４）本実施要領に違反した場合
（５）契約締結までの間に、受託候補者の資金事情の変化等により、本業務の履行が困難であると市長が判断した場合
（６）その他本プロポーザルの公平性を害する行為を行った場合

１２　契約手続等

受託候補者と市との間で、企画提案内容を踏まえて委託内容、経費等について協議の上、委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合には、２次審査において次点の評価を受けた者を受託候補者とする。

１３　その他

（１）本プロポーザルへの参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式７号）を事務局へ提出すること。

（２）本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、全て企画提案者の負担とする。

（３）本プロポーザルに関する情報は、情報公開条例（平成１１年角田市条例第２２号）等に基づき、開示することがある。

（４）本プロポーザルの審査結果に関する質問等には一切応じない。

１４　事務局（問合せ先）

〒９８１－１５９２　宮城県角田市角田字大坊４１

角田市 産業建設部 商工観光課 企業立地推進係

ＴＥＬ　０２２４－６３－２１２０

メールアドレス　syoko@city.kakuda.lg.jp

別表

評価基準

評価項目		評価の視点	配点
業務実績		・同種又は類似の業務実績等により、業務を適切に遂行するために必要となる知識や経験を有しているか。	5
実施体制		・業務を確実に遂行できる実施体制（組織・人員体制、スケジュール等）が確保されているか。 ・業務に携わる担当者は、業務を適切に遂行するために必要となる経験、実績、資格等を有しているか。	１０
提案内容	実施方針	・業務の目的及び内容を的確に把握したものとなっているか。 ・国内の動向や本市の特徴、現状等を十分に理解したものとなっているか。	１０
	実施内容	・「宇宙関連産業の動向及びニーズ調査」の実施にあたり、具体的かつ効率的な手法や手順が示されているか。 ・宇宙関連産業の動向と本市のポジショニングを的確に把握できる内容となっているか。 ・本市への拠点設置に関するニーズを十分に把握できる調査対象の選定方法及び調査方法が示されているか。	２０
		・「基本構想の検討」にあたり、具体的かつ効率的な手法や手順が示されているか。 ・本市の独自性、優位性を活かした、実現性の高い基本構想が提案できる内容となっているか。	２０
		・「整備・運営方法及び事業スキームの検討」にあたり、具体的かつ効率的な手法や手順が示されているか。 ・民間資本の活用を含む財源確保を考慮した、実現性の高い事業スキームが提案できる内容となっているか。	２０
	独自提案	・提案者の持つノウハウや知識、経験を活かした創意工夫があり、効果が期待できる提案がされているか。	１０
見積価格		・積算根拠が適正であり、提案内容と整合性がとれているか。	5
評価点計			１００

※ 各委員は、評価基準に基づき、評価項目ごとに５段階で評価を行う。配点は次のとおりとする。

評価	配点		
	２０点	１０点	5点
特に優れている	２０	１０	5
優れている	１６	8	4
標準	１２	6	3
やや劣っている	8	4	2
劣っている	4	2	1